

## 第55号議案

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年9月3日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

延滞金の割合を改正するとともに、延滞金の割合の特例等に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和33年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「法令その他別に定めがあるもののほか」を「，法令その他に特別の定めがあるものを除くほか」に改める。

第2条中「とは，」の次に「地方自治法第231条の3第1項に規定する」を加え，「(督促手数料を除く。）」を削り，「過料」の次に「その他の市の歳入」を加える。

第3条第1項中「もの」を「者」に改める。

第5条中「もの」を「者」に，「徴収金の額が100円以上であるときは，その徴収金額にその」を「徴収金額が1，000円以上（1，000円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）であるときは，当該徴収金額に」に，「かかる」を「係る」に，「年10.95パーセント（当該徴収金額に100円未満の端数があるときは，これを切り捨てる。）」を「，年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については，年7.3パーセント）」に，「10円」を「100円」に改め，同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は，閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合とする。

附則を附則第1項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(芦屋市介護保険条例の一部改正)

第2条 芦屋市介護保険条例（平成12年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改める。

附則第7条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(芦屋市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改める。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

(芦屋市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市後期高齢者医療に関する条例（平成20年芦屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「10.95パーセント」を「14.6パーセント」に改める。

附則第3条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセント」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセント」に改め、「その年」の次に「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、こ

れを切り捨てる。」を「年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

（阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程の一部改正）

第5条 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程（昭和40年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第2項中「100円」を「1,000円」に改め、「10.75パーセント」の次に「（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」を、「計算した額」の次に「（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を加え、同条第3項中「10円」を「100円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第27条の2第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割

合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第6条 阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程(平成10年芦屋市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第29条第4項中「清算金に年10.75パーセント」を「督促に係る清算金が1,000円以上である場合に年10.75パーセント(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」に改め、同条第6項中「100円」を「1,000円」に、「第1項」を「第4項」に、「10円」を「100円」に改め、同条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。  
7 第4項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第29条第4項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年10.75パーセントの割合を超える場合には、年10.75パーセントの割合)とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(芦屋市道路占用料条例の一部改正)

第7条 芦屋市道路占用料条例（昭和29年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（督促手数料及び延滞金）

第6条 市長は、法第73条の規定により占用料の督促をしたときは、督促状1通につき70円の督促手数料を徴収する。

- 2 市長は、占用料を納付すべき者が納付期限後に、その占用料を納付する場合においては、当該占用料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該占用料にその納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年14.5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して徴収する。
- 3 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附則に次の1項を加える。

- 4 当分の間、第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第8条 芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「納付期日」を「納付期限」に改める。

第15条中「納付期日」を「納付期限」に改め、「14.5パーセント」の次に「(当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

付則第1項の前に見出しとして「(施行期日等)」を付し、付則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則



(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第5条第1項（延滞金の年14.6パーセントの割合に係る部分に限る。）及び附則第2項（延滞金の年14.6パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定、第2条の規定による改正後の芦屋市介護保険条例第9条第1項及び附則第7条の規定、第3条の規定による改正後の芦屋市国民健康保険条例第19条第1項及び附則第4条の規定、第4条の規定による改正後の芦屋市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項及び附則第3条の規定、第5条の規定による改正後の阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程付則第2項（第27条の2第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定、第6条の規定による改正後の阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程附則第2項（第29条第4項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定、第7条の規定による改正後の芦屋市道路占用料条例附則第4項（第6条第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定及び第8条の規定による改正後の芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例付則第4項（第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例第5条第1項（延滞金の年14.6パーセントの割合に係る部分を除く。）及び附則第2項（延滞金の年14.6パーセントの割合に係る部分を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納期限の到来する税外徴収金に係る延滞金について適用し、施行日前に納期限の到来する税外徴収金に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正後の阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程第27条の2第2項及び第3項並びに付則第2項（第27条の2第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納付期限の到来する清算金に

係る延滞金について適用し、施行日前に納付期限の到来する清算金に係る延滞金については、なお従前の例による。

- 5 第6条の規定による改正後の阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程第29条第4項及び第6項並びに附則第2項（第29条第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納付期限の到来する清算金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期限の到来する清算金に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 6 第7条の規定による改正後の芦屋市道路占用料条例第6条第2項及び附則第4項（第6条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納付期限の到来する占用料に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期限の到来する占用料に係る延滞金については、なお従前の例による。
- 7 第8条の規定による改正後の芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例第15条第1項及び付則第4項（第15条第1項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に納付期限の到来する受益者負担金に係る延滞金について適用し、施行日前に納付期限の到来する受益者負担金に係る延滞金については、なお従前の例による。

## 参 照

芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

延滞金の割合を改正するとともに、延滞金の割合の特例等に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 延滞金の割合の改正

次に掲げる条例で規定する延滞金の年当たりの割合を14.6%（現行は10.95%）とする。

- ア 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（第1条関係）
- イ 芦屋市介護保険条例（第2条関係）
- ウ 芦屋市国民健康保険条例（第3条関係）
- エ 芦屋市後期高齢者医療に関する条例（第4条関係）

#### (2) 延滞金の割合の特例等

次に掲げる条例で規定する延滞金の割合の特例を新たに設け、又は改正するとともに、延滞金に係る割合を納期限の翌日から1月を経過する日までの期間について、新たに軽減する（イからエまでに掲げる条例を除く。）。

- ア 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（第1条関係）
- イ 芦屋市介護保険条例（第2条関係）
- ウ 芦屋市国民健康保険条例（第3条関係）
- エ 芦屋市後期高齢者医療に関する条例（第4条関係）
- オ 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）中部土地区画整理事業（鳴尾・御影線地区）施行規程（第5条関係）
- カ 阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程（第6条関係）
- キ 芦屋市道路占用料条例（第7条関係）
- ク 芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例（第8条関係）

	現 行			改 正 案				
	①原 則	②納期 限から 3 月以 内	②の特例	①の特例	【参考】 貸出約 定平均 金利の 年平均 が1% の場合	③納期 限から 1 月以 内	②③の 特例	【参考】 貸出約 定平均 金利の 年平均 が1% の場合
税外徴収金	10.95% (改正案) 14.6%	—	—	【特例基 準割合】 (貸出約定 平均金利 の年平均 +1%) +7.3%	9.3%	7.3%	【特例基 準割合】 (貸出約 定平均 金利の 年平均 +1%) +1%	3.0%
介護保険料	10.95% (改正案) 14.6%	7.3%	【特例基 準割合】 4.3% (基準割 引率+4%)					
国民健康保険 料								
後期高齢者医 療保険料	10.75%	—	—			7.3%		
土地区画整理 事業清算金						7.3%		
道路占用料						7.3%		
下水道事業受 益者負担金	14.5%	—	—			7.3%		

(※) 基準割引率とは、前年の11月30日時点の商業手形の基準割引率(年0.3%)

(※) 貸出約定平均金利の年平均とは、国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年10月から前年9月までの間における平均

(3) 次に掲げる条例で規定する延滞金の納付の対象となる額及び延滞金の額を次のとおり改正する。

ア 芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(第1条関係)

イ 阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)中部土地区画整理事業(鳴尾・御影線地区)施行規程(第5条関係)

ウ 阪神間都市計画事業芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業施行規程(第6条関係)

エ 芦屋市道路占用料条例(第7条関係)

	納付の対象となる額		延滞金の額	
	現 行	改正案	現 行	改正案
税外徴収金	100 円以上 (100 円未満の 端数切捨て)	1,000 円以上 (1,000 円未満の 端数切捨て)	10 円以上 (10 円未満の 端数切捨て)	100 円以上 (100 円未満の 端数切捨て)
土地区画整理 事業清算金	100 円以上 (100 円未満の 端数切捨て)	1,000 円以上 (1,000 円未満の 端数切捨て)	10 円以上 (10 円未満の 端数切捨て)	100 円以上 (100 円未満の 端数切捨て)

道路占用料	—	1,000 円以上 (1,000 円未満の 端数切捨て)	—	100 円以上 (100 円未満の 端数切捨て)
-------	---	------------------------------------	---	--------------------------------

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 平成26年1月1日

(2) 延滞金の割合の改正及び延滞金の割合の特例に係る規定（税外徴収金，土地区画整理事業清算金，道路占用料及び下水道事業受益者負担金（以下「税外徴収金等」という。）に係る延滞金については，年7.3%の割合に係る部分を除く。）は，延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し，同日前の期間に対応するものについては，なお従前の例による。

(3) 税外徴収金等に係る納期限から1月以内の延滞金の割合の軽減措置等に係る規定は，施行日以後に納期限の到来する税外徴収金等に係る延滞金について適用し，同日前に納期限の到来する税外徴収金等に係る延滞金については，なお従前の例による。